

特定秘密保護法に反対する声明

2014年12月10日、「特定秘密保護法」が多くの国民が反対する中で施行された。

国鉄労働組合東海本部は、国民の目と耳、口を塞ぐ人権侵害の法律であり、基本的人権と平和主義を脅かす違憲立法であることを訴え、反対をし続けてきた。

この法律は、「わが国の安全保障に著しい支障を及ぼす恐れがある」と政府や行政機関が規定すれば「特定秘密」に指定されるなど、政府の裁量で際限なく広がる危険性がある。

また、秘密情報を提供した者にも取得した者にも重い刑罰を科すことを規定していることから国民が秘密の内容を知らぬまま処罰の対象になる可能性も多い危険極まりないものである。

この法律によって、市民の知る権利は大幅に制限され、国会の国政調査権が制約され、取材・報道の自由、表現・出版の自由、学問の自由など、基本的人権が著しく侵害される危険がある。さらに秘密情報を取り扱う者に対する適性評価制度は、本人の犯罪歴や経済状況などはもちろん、家族や親族の氏名、年齢、国籍、住所などの個人情報調査される可能性があり、プライバシー侵害の領域に踏み込むものである。

法案審議が始まる前に行われた9月段階のパブリックコメントの集計では、反対が77%、賛成が12%、その他が10%と言う結果であり、施行日前に行われたマスコミの世論調査では反対が49%、賛成30%と言う結果になっている。

そして全国各地で「特定秘密保護法」に反対する声が多く多くの市民や労働者から上がり、抗議行動が取り組まれている。

この法律は、「集団的自衛権の行使」に付随するものであり、日本を戦争のできる国へと変貌させるためのものである。

国鉄労働組合東海本部は、「特定秘密保護法」の廃止を求める多く労働組合や市民団体と協力・共同を広げ、廃止に向けた運動をこれからも継続し、再び暗黒の時代の到来を阻止する闘いを作り上げる。

2014年12月10日
国鉄労働組合東海本部